

# 「新たな広域自治・行政のあり方研究会」の設置について（案）

資料 3



関西広域連合

令和 7 年 7 月 31 日  
本部事務局地方分権課

## 1 目的

平成 5 年の第 23 次地方制度調査会答申を受けて創設された広域連合制度を活用し、全国初の都道府県域を越える広域連合として関西広域連合が設立されて 15 周年を迎える。

この間、東京一極集中を是正し地域の活力を生み出すため、政府関係機関の地方移転に取り組み、京都への文化庁の全面移転をはじめ、徳島への消費者庁新未来創造戦略本部の設置、和歌山での総務省統計局統計データ利活用センターの開設など、国の本省機能の一部移転等を実現したが、国からの関西広域連合への事務・権限の移譲、関西以外の広域行政ブロックにおける広域連合の設立については全く進展が見られない。

一方、少子高齢化・人口減少による人口構造の変化、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機とした DX の進展など、関西広域連合を取り巻く環境は設立時から大きく変化している。

また、国では「地方創生 2.0」を「令和の日本列島改造」として、5 本の柱で取り組むこととしている。とりわけ、第 5 の柱は、都道府県域を越えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」を推進し、自治体同士の広域連携を抜本的に強化するとしている。

こうした状況を踏まえ、関西広域連合のあるべき姿や担うべき役割等について改めて検討するため、「新たな広域自治・行政のあり方研究会」を設置する。

## 2 概要

|         |                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 名称    | 新たな広域自治・行政のあり方研究会                                                      |
| 2 位置付け  | ・「広域連合長の懇話会」として設置<br>・広域連合長及び副広域連合長、広域連合委員会の委員で組織<br>・学識経験者等のアドバイザーも参画 |
| 3 開催方法等 | ・原則公開<br>・オンラインでの参加も可<br>・開催時期は令和 7 年秋から令和 8 年度中（予定）                   |
| 4 検討項目  | (1) 広域自治制度<br>(2) 権限<br>(3) 広域連合として担うべき広域事務<br>(4) 財源<br>(5) その他       |